	改	正		後					改			正		前				
の特別償却に	関する明細書【表面】				個⑥050		の特別償	覚却に関う	する明紀	細書【表	面】							
		の性別					ı				- 41 5							
		0)117	の特別償却に関する明細書									の特別]償却に関	に関する明細書				
(平成 年分)				氏 名		(平成	年分)							H	名			—
種		類 ①				種					類	1						
構		造 ②				構					造	2						
細		目 ③				細					目	3						
取 得	年 月	日 ④ 平		平 · · 平 · ·		取	得	年		月	日	4 平			平 •	· 平		
事業の用	に 供 し た	日 ⑤ 平		平 · · 平 · ·		事	業の	用に	供	した	: 日	⑤ 平			平 •	· 平		
取 得 (価 保 証 額	額 ⑥ (()	円 円 ()		取		· 导 却 保	価	額	額	6	,	円)	(円(円)
償却の基础	をとなる金	額⑦				償却				る <u>4</u>	金額	7		,		, (
耐用	年	数 8	年	年		耐	F	Ħ	年		数	8		年		年		年
償 却	方	法 ⑨					#	却			法	9						
償 却 率 又 に	は 改 定 償 却	率 ⑩				信力	1 率 3	▽ ≀+	改 宏	僧	30 率	100						
当	期	間 ⑪	月 12	月 月 月										月		月		月
普第出	借 却	費 (12)	—————————————————————————————————————			償	±	<u>1</u>	期		间	(1)	12		12		12	
通						普通	出	1	賞	却	費	12		円		円		円
関 増 加 却 書 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		費 (13)				償 増	加	1	賞	却	費	13						
pi pi	((1)+(3)	(I)	′ 0/)	(0) (0)		費		計	(12+13))		(4)						
1 1	別 償 却 限 度 又は®× 100 以り®H(区は30億円)× [®] か (6) (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (10		%)	(%) (%)		特機材	或設備等を	特 別 ((⑥又 (一定の)	\$\$6× 1 0	00) × 特		(15)		%)	(%) (C	%)
した年必要	経費に算入した特別償去						業の用に供				費	16						
	年 へ の 繰 越 (⑮-⑯)	額⑪				償		翌 年	~ 0.		或 額	17						
機械設備等を	年からの繰越(前年分の⑰)	額 18					戒設備等を			の繰	越額	18						_
費 事業の用に供 した年の翌年 必要	経費に算入した特別償去	費 19				費 事業	業の用に供 に年の翌年				『費	19						
償 却 費 合 計 額	(値又は9)) 20				償却	費合計	·額(①	<u>a</u> + (16 又は(9))	20)						
未 償	却 残	高 ②				未	償	却		残	占	20						
	•					木	1負	却		%	尚	41)						

改 正 後 正 前 の特別償却に関する明細書【裏面】 の特別償却に関する明細書【裏面】 個⑥050 個⑥050 の特別償却に関する明細書 の特別償却に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。) 又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) に規定する各種の特別償却の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)に規定する各種の特別償却の適用 なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの制度の を受けるときに使用します。 適用はありません。 なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等につい この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

- (1) 標題「 の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法に規定するいずれの特別償却であ るかを、例えば、措法第11条(《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2(《医療用機器等の特 別償却》の適用を受けるときは「医療用機器等」などのように記載します。
- (2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の 金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用 を受けることとしたときに、その増加償却費の類を記載します。

なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年(事業の用に供した年)からの 特別償却費の繰越額(前年償却不足額)があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を 計算します。

(5) 「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」(⑮~⑰)欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の 計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」(⑱~⑲)欄は、機械設備等 を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別僧却限度額について特別僧却の適用を受けるときに記

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額(⑥の金額。ただし、平成23年12月改正前の揩法第10条の2の2、揩法第10条の3 及び平成24年改正前の措法第11条に規定する特定の機械設備等又は一定の場合については、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算し た金額) に、特別償却率((%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を記載します。

- (注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき措法第11 条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以 下「産業集積法」といいます。) 第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産(以下「産業集積法第19条第 1号業種用集積産業用資産」といいます。) の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第2号に掲げる 業種(以下「農林漁業関連業種」といいます。)に属する事業に係る集積産業用資産(以下「農林漁業関連業種用集積産業用 資産」といいます。)の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算 式により計算した金額に特別償却率 ((%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を「⑮」欄に記載します。
 - i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円× 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額
- なお、次の場合においては、「⑮」欄には、「⑥-⑭」の金額を記載します。

ii 農林漁業関連業種用集積産業用資産

農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額

平成24年5月29日から平成25年3月31日までの間に取得等をした指法第10条の2の2第1項1号イに規定するエネルギー環 境負荷低減推進設備等につき、措法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合

- ・ 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等につき、平成23年12月
- 改正前の措法第10条の2の2第1項及び第6項の規定の適用を受ける場合 平成21年6月22日から平成24年3月31日までの間に取得等をした資源需給構造変化対応設備等につき、平成23年12月改正前
- の措法第11条の2第2項及び第3項の規定の適用を受ける場合
- ・ 東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特区法」といいます。)の施行の日(平成23年12月26日)から平成26年3月31日 までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、震災特例法第10条の2第1項及び第6項の規定の適用を受ける場合 ・ 避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過するまでの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法 第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
- 復興特区法の施行の日(平成23年12月26日)から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、 震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研 究費として取り扱われます。

- 2 提出先
- 納税地を所轄する税務署長

措法第10条の2の2、平成23年12月改正前の措法第10条の2の2(平成21年改正前の措法第10条の2第1項及び第6項に係るもの を含む。)、措法第10条の3、平成23年12月改正前の措法第10条の4(平成20年改正前の措法第10条の4第1項第6号、平成19年改正 前の措法第10条の4第1項第3号、第5号及び第8号に係るものを含む。)、平成24年改正前の措法第10条の4、平成22年改正前の措 法第10条の6 (平成21年改正前の措法第10条の6第1項に係るものを含む。) 、措法第11条 (平成24年改正前の措法第11条第1項、 平成23年6月改正前の措法第11条第1項、平成20年改正前の措法第11条第1項に係るものを含む。)、平成23年6月改正前の措法第 11条の2、平成23年12月改正前の措法第11条の2、平成22年改正前の措法第11条の4(平成20年改正前の措法第11条の4第1項に係 るものを含む。) 、措法第11条の2 (平成23年12月改正前の措法第11条の3第1項、平成23年6月改正前の措法第11条の4第1項、 平成20年改正前の措法第11条の5第1項に係るものを含む。)、平成19年改正前の措法第11条の5、平成22年改正前の措法第11条の 6. 平成20年改正前の措法第11条の6. 平成19年改正前の措法第11条の6. 措法第11条の3 (平成23年12月改正前の措法第11条の4第 1項に係るものを含む。)、第12条(平成24年改正前の措法第12条第1項、平成19年改正前の措法第12条第1項の表中第二号を含む。)、 第12条の2(平成23年6月改正前の措法第12条の2第1項、平成19年改正前の措法第12条の2第1項第2号に係るものを含む。) 平成23年6月改正前の措法第12条の3、平成19年改正前の措法第14条第3項、平成19年所法等改正法附則第67条、平成19年所法等改 正法附則第70条、平成21年所法等改正法附則第25条、平成22年所法等改正法附則第57条、平成23年6月所法等改正法附則第31条、平 成23年12月所法等改正法附則第49条、平成24年措法等改正法附則第5条、平成24年措法等改正法附則第9条、震災特例法第10条の2、 震災特例法第10条の2の2、震災特例法第10条の5

ては、これらの制度の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

- 記載要領
- (1) 標題「 の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法に規定す るいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特 定設備等」、措法第11条の2《事業革新設備等の特別償却》の適用を受けるときは「事業革新設備等」な どのように記載します。
- (2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価 額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「③」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による 増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年(事業の 用に供した年)からの特別償却費の繰越額(前年償却不足額)があるときは、その繰越額は既に償却された ものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」(19~10) 欄は、機械設備等を取得した日の属 する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供 した年の翌年」(18~19)欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得計算上前年から繰り越 された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額(⑥の金額。ただし、揩法第10条の2の2、第10条の3及び 第11条に規定する特定の機械設備等については、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額)に、特別償 却率((%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を記載します。

なお、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備 等につき措置法第10条の2の2第6項の規定の適用を受ける場合、「⑮」欄には、「⑥一⑭」の金額を記載 します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2の2 (平成21年改正前の措法第10条の2第1項及び第6項に係るものを含む。)、第10条の 2の3、第10条の3、第10条の4(平成20年改正前の措法第10条の4第1項第6号、平成19年改正前の措法第10 条の4第1項第3号、第5号及び第8号に係るものを含む。)、第10条の5、平成22年改正前の措法第10条の7 (平成21年改正前の措法第10条の6第1項に係るものを含む。)、第11条(平成20年改正前の措法第11条第1 項に係るものを含む。)、平成23年改正前の措法第11条の2、第11条の2、平成22年改正前の第11条の4 (平 成20年改正前の措法第11条の4第1項に係るものを含む。)、第11条の3(平成20年改正前の措法第11条の5 第1項に係るものを含む。)、平成19年改正前の措法第11条の5、平成22年改正前の第11条の6、平成20年改 正前の措法第11条の6、平成19年改正前の措法第11条の6、第11条の4、第12条(平成19年改正前の措法第12条 第1項の表中第二号を含む。)、第12条の2(平成19年改正前の措法第12条の2第1項第2号に係るものを含む。)、 平成23年改正前の措法第12の3、平成19年改正前の措法第14条第3項、平成19年所法等改正法附則第67条、平 成19年所法等改正法附則第70条、平成23年所法等改正法附則第31条、平成21年所法等改正法附則第25条、平成 22年所法等改正法附則第57条